

を「(151)に」に、「(169)に」を「(179)に」に、「(170)から(261)まで」を「(180)から(271)まで」に、「(170)に」を「(180)に」に、「(261)に」を「(271)に」に、「(262)から(266)まで」を「(272)から(276)まで」に、「(262)に」を「(272)に」に、「(266)に」を「(276)に」に改め、同号中(266)を(276)とし、(164)から(265)までを(174)から(275)までとし、(163)を(169)とし、その次に次のように加える。

- (170) 竜神島灯台から一二一度四五分二、六四〇メートルの地点
- (171) 竜神島灯台から一三四度一五分一三、七四〇メートルの地点
- (172) 竜神島灯台から一四〇度四五分一一、四九〇メートルの地点
- (173) 竜神島灯台から一五四度一五分二、四〇〇メートルの地点
- 別表第五第三号中(162)を(168)とし、(51)から(161)までを(57)から(167)までとし、(50)の次に次のように加える。
- (51) 伊島灯台から一八度一五分一三、六五〇メートルの地点
- (52) 伊島灯台から二九三度四五分一〇、七八〇メートルの地点
- (53) 伊島灯台から二八五度三〇分一二、七三〇メートルの地点
- (54) 伊島灯台から二八六度三〇分一二、九二〇メートルの地点

- (55) 伊島灯台から二九四度四五分一一、〇一〇メートルの地点
- (56) 伊島灯台から一七度一五分一三、八四〇メートルの地点

附 則

この政令は、令和二年八月十二日から施行する。

理由

瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域を変更する必要があるからである。